

「市独自規制」の点検・見直しの取組結果について

1 「市独自規制」の定義

市民の安全・安心の確保や産業の健全な発展，更には本市の特色を生かした魅力あるまちづくりの実現などに向け，市の条例や規則などにより，市独自のルールや基準を定めているもの

2 取組の概要（平成 27～28 年度）

(1) 平成 27 年度

見直しの効果が比較的大きいと考えられる「許認可」などに関する市独自規制の点検に先行的に着手し，24 項目の市独自規制を見直し

(2) 平成 28 年度

- ・ 点検・見直しのより一層の推進を図るため，「市独自規制の点検・見直し等に係る指針（以下「指針」という。）」を策定
- ・ 指針に基づき，全ての市独自規制約 1,400 項目を網羅的に点検
- ・ 外部の意見（※）や他の自治体における規制の内容なども踏まえ，41 項目の市独自規制を見直し

※ ・規制の受け手である市民や事業者，関係団体などとの意見交換（59 団体）

- ・ 外部有識者で構成する審議会などにおける意見聴取

【参考】窓口サービスの向上に向けた申請手続きの簡素化に関する取組

- ・ 各種証明書の交付申請書などへの押印の省略 368 種類
- ・ " 添付書類の簡略化 30 種類

（平成 25～26 年度実績）

3 指針の概要

市独自規制の点検・見直しに、全庁統一的に取り組むため、市独自規制の基本的な考え方や点検・見直しの進め方、点検の具体的な「視点」などを明らかにしたもの

【点検の視点（主なもの）】

市独自規制の目的や効果、基準などの妥当性

- ・ 技術の進展や市民意識の向上などにより、所期の目的を達成しているか
- ・ 施策目的の達成のため、市独自規制が最も効果的な手段となっているか
- ・ 規制の対象者や区域などの対象範囲は妥当か
- ・ 規制の値などの基準は妥当か
- ・ 近隣の自治体などと比べて著しい相違がある場合、妥当な理由があるか

申請手続きの最適化

- ・ 申請書などの記載事項や添付書類の省略、簡素化はできないか
- ・ 申請書などに書類の添付や押印を求める根拠があるか
- ・ 正本・副本など、提出部数は適切か

4 結果の概要（主な見直し内容は別紙参照）

65項目の市独自規制を見直し

規制の廃止・緩和など	46項目
申請手続きの簡素化・効率化	19項目
計	65項目

（平成29年4月1日現在）

5 今後の取組

今回見直しを行った規制を含む全ての市独自規制について、引き続き、指針に基づき、社会経済環境の変化や市民・事業者のニーズなどを的確に捉えながら、継続的な点検・見直しを推進

※ 本市の将来の都市像である「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けた施策・事業に関連する規制などについては、各事業の進捗を踏まえながら、適時・適切に点検・見直しを実施

【見直し内容（主なもの）】

□ 規制の廃止・緩和など

■ より実態に即した「対象範囲」や「基準」に変更するもの

- ・ 大規模工場における緑地面積率に関する規制 (平成28年4月^{緩和})
- ・ 市街化調整区域におけるコンビニなどの開発に関する規制 (平成28年4月^{緩和})
- ・ 浄化槽保守点検業者の登録有効期間に関する規制 (平成28年7月^{緩和})
- ・ カプセルホテルなどにおける客室の床面積に関する規制 (平成28年11月^{緩和})
- ・ 商業地域などにおける建築基準に関する規制 (平成29年4月^{緩和})
- ・ 介護施設などにおける生活相談員の資格要件に関する規制 (平成29年4月^{明確化})

■ 規制の目的を達成しているものや市独自規制以外の手法により対応できるもの

- ・ 燃料の使用に関する規制 (平成28年4月^{廃止})
- ・ 工場などの排水の自主点検に関する規制 (平成28年4月^{廃止})
- ・ 温泉の水質検査に関する規制 (平成28年4月^{廃止})

□ 申請手続きの簡素化・効率化

■ 申請書への押印の省略

- ・ 行政財産の使用許可申請書 (平成29年1月施行)
- ・ 普通財産の借受申請書 (平成29年1月施行)
- ・ 下水道除害施設の管理責任者選任届出書 (平成29年2月施行)
- ・ 市庁舎内における物品販売などに関する申請書 (平成29年4月施行)

■ 申請書の添付書類の簡略化など

- ・ 法定外公共物の事前調査依頼における審査のための提出書類 (平成28年7月施行)
 - ➡ 「用途廃止に関する利用状況確認書」などへの添付書類を測量費用の掛かる「地積測量図」に代え、「公図」など申請箇所を特定できる図面も可
- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可申請における添付書類 (平成29年4月施行)
 - ➡ 取得費用の掛かる「印鑑証明書」の添付を省略
- ・ 指定管理者の資格審査における提出書類 (平成29年4月施行)
 - ➡ 副本の提出部数を削減
- ・ 駅前広場タクシー乗降場などの使用許可申請における添付書類 (平成29年4月施行)
 - ➡ タクシー組合の構成員などに係る添付書類の一部簡素化

■ より実態に即した「対象範囲」や「基準」に変更するもの

大規模工場における緑地面積率に関する規制

見直し前

緑地面積率20%以上

緩和

見直し後

緑地面積率5%以上

主な効果

既存の敷地内に、新たな設備投資が可能となる

緑地率
20%

緑地率
5%

増設可能

市街化調整区域におけるコンビニなどの開発に関する規制

見直し前

建築物の所有者に限り許可

緩和

見直し後

建築物の所有者以外も許可

主な効果

コンビニなどが建てやすくなり、地域の利便性の向上につながる



浄化槽保守点検業者の登録有効期間に関する規制

見直し前

登録の有効期間は3年

緩和

見直し後

登録の有効期間は5年

主な効果

登録更新に係る事業者の負担の軽減が図られる



カプセルホテルなどにおける客室の床面積に関する規制

見直し前

一律5㎡以上

緩和

見直し後

宿泊者数10人未満の施設は3.3㎡以上

主な効果

より小規模な宿泊施設も営業可能となる

(原則)

5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡
5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡

(特例)

3.3㎡	3.3㎡
3.3㎡	3.3㎡

商業地域などにおける建築基準に関する規制

見直し前

商業地域では総合的設計制度
(※)による建築物の建設は不可

緩和

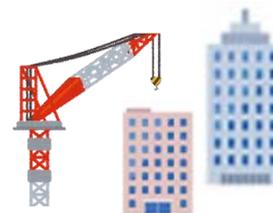
見直し後

商業地域でも総合的設計制度
による建築物の建設が可能

※「総合的設計制度」: オープンスペースの確保など、良好な市街化環境の確保を条件に、建築物の容積率や高さ規制、斜線規制などが緩和される制度

主な効果

商業地域における建築物の建設の自由度が向上する



介護施設などにおける生活相談員の資格要件に関する規制

見直し前

- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・社会福祉主事
- ・上記と同等以上の能力を有すると認められる者

明確化

見直し後

- 同等以上の能力を有すると認められる者とは
- ・介護福祉士(実務経験5年以上)
 - ・介護支援専門員(実務経験1年以上)
- とする

主な効果

資格要件が明確になることで、人材を確保しやすくなる

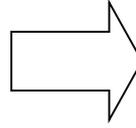


- 規制の目的を達成しているものや市独自規制以外の手法により対応できるもの

燃料の使用に関する規制

見直し前

使用できる燃料は灯油やガスなどの良質燃料



廃止

廃止理由

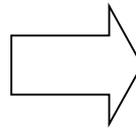
良質燃料が広く普及し、一般化しているため



工場などの排水の自主点検に関する規制

見直し前

自主点検の実施義務



廃止

廃止理由

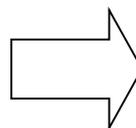
法律で定める基準により、安全性の確保が可能であるため



温泉の水質検査に関する規制

見直し前

地震や豪雨時は臨時の水質検査を実施・市に届出



廃止

廃止理由

市職員の立入検査により、安全性の確保が可能であるため

